

6 環境配慮行動

1 環境配慮行動の目的

良好な環境を将来世代へ引き継ぎ、望ましい環境像を実現するためには、市民・市民団体・事業者及び市が環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動等を見直し、適切な環境配慮を行うことが大切です。

本計画の推進に向けて、私たちの日常生活、社会経済活動における環境に配慮すべき行動について示します。

2 私たちの環境配慮行動

市民・市民団体の取組

- 新築や改築の際には、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 国が推奨する国民運動「COOL CHOICE」に賛同します。
- クールビズ・ウォームビズを実践します。
- 家庭でのこまめな消灯等、節電を心がけます。
- 家計の節約にもつながる環境家計簿の取組に参加します。
- エコキュート・エネファームなどエネルギー効率の高い機器の導入に努めます。
- 自動車の買い替え時には、低燃費車・次世代自動車(電気自動車等)の購入に努めます。
- 環境にやさしい運転(エコドライブ)を実践します。
- 森林や里地里山整備などの環境保全活動に積極的に参加します。
- 耕作放棄地を増やさないように様々な活用方法を検討します。
- 直売所や朝市を積極的に活用し地産地消に協力します。
- ごみの処理はルールに従って適正に処理します。
- 分別を徹底し4R活動に取組みます。
- 生ごみは十分な水切りに努めます。
- 商品を購入する際は、マイバッグを使用しレジ袋の削減に努めます。
- 食品ロスを削減するため、「消費期限」「賞味期限」を正しく理解し料理は食べられる分だけ購入・作ることを心がけます。
- 廃食用油の再資源化に努めます。
- 小型電子機器に含まれる希少金属の再資源化に努めます。
- 簡易焼却炉等での焼却や野焼きは行わず、燃えるごみや再資源として適切に処理します。
- 食器の油污れなど生活排水による環境負荷の低減に努めます。
- ペットを飼育する場合には適切に飼育します。
- 不法投棄に関する意識を高め、見かけた場合は可能な範囲で監視通報等に協力します。
- 化学肥料や農薬は、適正に使用します。
- 日常生活において身近な自然や風景を汚さないように努めます。
- 周辺への騒音に配慮し、特に夜間の騒音発生を控えます。
- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。
- 生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境についての意識向上に努めます。



事業者の取組

- 事業所などの建設及び改築の際には、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 国が推奨する国民運動「COOL CHOICE」に賛同します。
- 職場でのクールビズ・ウォームビズを実践します。
- 職場でのこまめな消灯等、節電を心がけます。
- 自動車の購入にあたっては、低燃費車・次世代自動車(電気自動車等)の購入に努めます。
- 環境にやさしい運転(エコドライブ)を実践します。
- 環境関連の情報や測定データ公表に努めます。
- 森林や里地里山整備などの環境保全活動に積極的に参加します。
- 茨城エコ事業所として茨城県に登録し、環境への負荷を軽減する取組を実践します。
- 製品開発にあたっては、省エネルギー型やリユース(再利用)あるいはリサイクル(再生利用)可能なものとなるように心がけます。
- 小売業における消費者のマイバッグ持参を推奨し、レジ袋の削減や過剰包装の削減を心がけます。
- 飲食業における食べ残しを減らすため、ハーフサイズや小盛りのメニューの用意等を心がけます。
- 排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めます。
- 使用済み農業用ビニール等は適切に処理します。
- 事業活動に伴い発生する排水は適正に処理します。
- 建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めます。
- 土地の適正な管理を行い、不法投棄の未然防止を図ります。
- 化学肥料や農薬は、適正に使用します。
- 事業活動による騒音・振動・悪臭の発生抑制に努めます。
- 事業活動に関する苦情や相談については、速やかにかつ適切な対応に努めます。
- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。
- 開発事業を行う際には、自然環境、生き物の生息生育環境などの生態系に配慮します。
- 地域における緑化や緑の保全に関する活動に参加・協力します。
- 従業員が環境に配慮した行動をとれるように、環境問題や環境保全対策等に関する環境教育を社内で実施します。
- 地域の環境保全活動の組織や拠点、ネットワークづくりに参加・協力します。
- 行政や業界団体等が発信する環境情報を活用し環境への理解を深めます。



編集・発行／常陸太田市 市民生活部 環境政策課
〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690
電話 0294-72-3111(代)
イラスト:林 友深

第3次常陸太田市環境基本計画

第2次常陸太田市地球温暖化対策
実行計画(区域施策編)

1 計画策定の背景

本市では、地球規模の環境問題から身近な環境保全について各種の施策を計画的に進めるために平成20年度を環境元年と位置づけ、平成20年12月に常陸太田市環境基本条例を制定し、翌年3月に環境基本計画を策定しました。また、平成26年3月には、環境を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、「第2次常陸太田市環境基本計画」を策定、地球温暖化対策の施策を示した「常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を含めた計画としました。第2次環境基本計画では、目指すべき将来像を「環境と共に生き、育て、伝えるまち」と決めました。市民・市民団体・事業者・市それぞれが協働して環境の保全と創造に取り組んできましたが、前計画の改訂から5年が経過し、平成30年度に計画期間が満了となることから、現在、市が抱える環境面における課題の解決を図るため、常陸太田市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「第3次常陸太田市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

- 常陸太田市環境基本条例第8条に基づき、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 各分野の個別計画や環境関連個別計画と連携しながら常陸太田市第6次総合計画を環境の保全面から具現化
- 市民・市民団体・事業者・市が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていくための指針
- 「常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を本計画の地球温暖化対策分野の計画として、「環境目標1」に掲載

3 計画期間

2019年度(平成31年度)から2023年度までの5年間

4 目指すべき将来像と環境目標

本市の環境政策の基本的施策の方向性を示す「常陸太田市環境基本条例」の基本理念に基づき、目指すべき将来像を「自然の恵みとかがやく笑顔未来へつなぐまち」と掲げ、この目指すべき将来像を実現するために5つの環境目標を定めました。



5 施策体系

目指すべき将来像	環境目標	具体的施策	取組事項
自然の恵みとかがやく笑顔未来へつなぐまち	環境目標1 地球環境 社会の低炭素化に貢献するまち ー第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)ー 地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、市全体で温暖化対策に取り組み、温室効果ガス削減目標の達成に向けた行動を実践していきます。 温室効果ガス削減目標 2030年度までに2013年度(平成25年度)比で26%削減 414,000t-CO ₂ → 306,000t-CO ₂	再生可能エネルギーの推進	新規 常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例に基づき、再生可能エネルギー発電設備の適正かつ秩序ある設置を推進します。
		省エネルギーの促進	新規 国が推進する国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、広報紙やホームページ等で意識啓発を行います。 拡充 高効率給湯器(エコキュート・エネファーム等)を設置する世帯への設置費補助を実施し省エネルギー機器の導入を促進します。
		低炭素型都市基盤の整備及び保全	新規 公共交通(高速バス)を利用した貨客混載による農産物配送事業等により、輸送時に発生する二酸化炭素を削減し環境にやさしい物流システムを推進します。 新規 歩道の改修等、歩行者にやさしい交通環境の整備を推進します。
		循環型社会の形成	拡充 可燃ごみに含まれる紙類を資源物で排出するよう、啓発活動を強化します。 拡充 家庭から排出された廃食用油を市役所本庁・支所等に設置した専用回収ボックスで回収し製品の原料として再資源化を図ります。
		大気環境の保全	野外焼却等による環境への負荷を抑制するため、家庭ごみの適正な処理方法についての指導や啓発に努めます。車の排ガス等による大気汚染対策として、環境負荷の少ないフリーブ現象などのエコドライブの啓発や次世代自動車の普及を促進します。
	環境目標2 生活環境 健康で安心して暮らせるまち 環境の監視、測定体制を整備し、産業型公害や都市型公害の発生を未然に防止し、安心して住み続けられるまちを目指します。	水環境の保全	県が実施している河川等一斉清掃活動に、市民と協働で取組むことにより環境保全活動を推進します。ホテルが飛び交うような清らかな水辺環境を守るため、河川の水質調査等を県等関係機関と連携して実施し、水質管理に努めます。
		土壌環境の保全	土壌汚染の現状把握や、工場・事業場等における土壌の汚染防止について、県等関係機関と連携して指導に努めます。土砂等による土地の埋立てに関し、常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、有害物質による土壌汚染の未然防止や不法投棄対策に努めます。
		住みよい環境の保全	家庭における生活排水対策等、悪臭防止に対する対策や啓発活動を進めます。飼い犬等のふん害やたばこの吸い殻の投げ捨て等を防止するため、マナー向上のための看板設置等、啓発活動を進めます。
		放射性物質対策	除染対象区域内から発生した除染土壌等について、国が最終処分方法を決定するまでの間、国の方針に従い、仮置場において保管します。
		環境目標3 自然環境 森や水辺と共に快適に暮らせるまち 自然の持つ動きや仕組みを理解し、豊かな自然を後世へ引き継ぎ、健康と安らぎを与える自然とのふれあいを大切にします。	生物多様性の保全
環境目標4 資源環境 ごみを減らし資源を有効活用するまち ごみの減量化やリサイクル運動に取り組むとともに、再生可能エネルギー等地域資源の有効活用を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を目指します。	自然環境の保全	市産材を使用して住宅・物置等を建築する市民への助成制度(常陸太田市木造住宅等建築助成制度)を活用し市産材の利用促進を図ります。不法投棄の防止やマナー向上を図るため、啓発看板や広報紙・ホームページ等による普及啓発に努めます。	
	自然とふれあう場の確保	森林保全ボランティアの活動支援に努め、市民が森林づくりを体験することを通じて、市民の緑化推進及び森林保全の意識向上を図ります。星空観察会・親子自然探索サークル・自然講座等、市民参加による自然観察会を通じて、環境保全意識の向上に努めます。	
	ごみの減量化・再資源化	拡充 4R活動の推進を図るため、市民・市民団体・事業者への啓発チラシの配布、広報紙やホームページ等での情報提供を行います。家庭用生ごみ処理容器等を購入する世帯への購入費補助と普及啓発を行い、生ごみを再利用(堆肥への活用等)する仕組みづくりを推進します。	
環境目標5 地域環境活動 環境を学び次世代へ伝えるまち 一人ひとりが環境の保全と創造に向けて、自主的に参加・行動する環境保全行動ができる仕組みを構築します。	省エネルギー・再生可能エネルギー導入の推進	新規 再生可能エネルギー発電設備の廃棄物問題について、国・県の動向を把握しながら適切な対応に努めます。家計の節約にもつながる環境家計簿の普及啓発を推進します。	
	環境教育・環境学習の推進	学校と連携して、地球温暖化学習会等を実施し、環境教育の推進に努めます。環境フォーラム・環境フェスティバル等を開催し、市民の環境に対する関心を喚起します。	
		協働による環境保全活動の推進	常陸太田市民環境会議等の組織の活用により、市民・市民団体・事業者・市が、協力・連携を図りより良い環境の保全と創造に向けた活動を推進します。